

令和元・2年度調査対象業務区分表

I. 保全設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 平成30年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	保全建築設計	居住中の共同住宅における保全工事に係る設計・積算業務 主な工事 外壁修繕工事(エントランス・共用部改修(簡便なもの)を伴うものを含む) 屋根断熱防水工事 建具等塗装工事 外回り建具改修工事 集会所修繕工事 他	21件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去10年度以内(平成21年度以降)に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上あること。 4. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格(建設工事)の登録がないこと。
	耐震改修設計	居住中の共同住宅における主として耐震改修工事に係る基本・実施設計・積算業務	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去10年度以内(平成21年度以降)に下記の実績(①については元請としての実績)がそれぞれ1件以上あること。 ①居住中の共同住宅に係る耐震改修工事の設計業務 ②耐震改修設計について第三者機関による評定評価の取得 4. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格(建設工事)の登録がないこと。 (補足事項(入札時の参加要件)) ・一級建築士取得後実務経験3年以上の管理技術者を配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る(積算業務の実績は認めない)。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 機構支援業務(事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務)受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とすること。

※9 一級建築士の有資格者数は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和元・2年度調査対象業務区分表

I. 保全設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 平成30年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	保全・改修機械設備設計	居住中の共同住宅における機械設備保全改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 給水管修繕工事 給水ポンプ修繕工事 他	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ1名以上有する者であること。ただし同一人物がそれぞれの資格を所持する場合は1名以上でよい。 2. 機構又は公的機関から過去10年度以内（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上又は下請としての実績が5件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合、一級建築士事務所登録のある者であること。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。
	保全・改修電気設備設計	居住中の共同住宅における電気設備保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 消防設備修繕工事 自家用電気工作物修繕工事 共用灯（照明器具）修繕工事 他	10件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ1名以上有する者であること。ただし同一人物がそれぞれの資格を所持する場合は1名以上でよい。 2. 機構又は公的機関から過去10年度以内（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上又は下請としての実績が5件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・法申請を伴う設計業務を行う場合、一級建築士事務所登録のある者であること。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。
土木設計	保全土木設計	居住中の共同住宅における土木修繕工事に係る設計・積算業務 主な工事 道路通路等修繕工事 屋外環境整備（土木）工事 駐車場等整備工事 汚水（排水）管修繕工事 他	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は RCCM のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年度以内（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上あること。（ただし、「居住中の共同住宅における」は問わない。） 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	保全造園設計	居住中の共同住宅における造園修繕工事に係る設計・積算業務 主な工事 屋外環境整備（造園）工事 造園再整備工事 他	12件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 国の建設コンサルタント登録「造園部門」がある者であること。 2. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））又は RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去10年度以内（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上あること。 4. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- ※4 業務の実績は設計業務によるものに限る（積算業務の実績は認めない）。
- ※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。
- ※6 個別選定方式による競争入札を除く。
- ※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。
- ※8 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とすること。

令和元・2年度調査対象業務区分表

Ⅱ. 新規設計

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 30 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	建築積算	共同住宅等における建築工事に係る積算業務 ・共同住宅建築工事 ・施設建築物建築工事 等	5件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 建築コスト管理士又は建築積算士の有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関において過去15年（平成16年度以降）に対象業務（数量積算を含む）と同種の元請としての実績が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件等）） ・建築コスト管理士又は建築積算士取得後経験年数5年以上の管理技術者を配置できること。 ・建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とすること。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※8 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請者「21有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和元・2年度調査対象業務区分表

Ⅱ. 新規設計

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 30 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 設計	土木設計	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、下水道、擁壁、雑工作物等）や建物等解体を複合的に行う土木工事の設計・積算業務	4 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は RCCM のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関において過去 15 年（平成 16 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	造園設計	共同住宅等（付随する移管公園、緑道等を含む）に係る造園工事の設計・積算業務	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 国の建設コンサルタント登録「造園部門」がある者であること。 2. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））又は RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関において過去 15 年（平成 16 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。

※2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。

※6 個別選定方式による競争入札を除く。

※7 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を定めることがある。

令和元・2年度調査対象業務区分表

Ⅲ. 工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 平成 30 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	建築工事監理	共同住宅（超高層建築物を除く、施設との複合建物を含む）又は小規模施設の新築工事に係る工事監理 ※小規模施設とは（延床面積 7,000 m ² 未満に限る）	4 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年（平成 16 年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績（地上 6 階以上の共同住宅）が 2 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続しているものを管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。

※5 個別選定方式による競争入札を除く。

※6 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和元・2年度調査対象業務区分表

Ⅲ.工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成30年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全建築工事監理（保全総合）	外壁修繕工事、その他これに類する居住中の共同住宅における総合修繕工事のうち、業務対象工事の工事費が1億円を超える工事監理 ※ 総合修繕とは、調査工事又は複数団地を対象とする外壁修繕等大規模修繕工事、若しくは外壁修繕に加えてその他の修繕工事（エントランス改修、屋根防水修繕等）を行う工事をいう	—	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を3名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者とし配置できること。
	保全建築工事監理（一般）	外壁修繕工事、その他これに類する居住中の共同住宅における修繕工事の工事監理	34件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者とし配置できること。
	保全建築工事監理（住棟改修）	既存共同住宅に係る耐震改修工事（スリット設置など簡易なものを除く）、エレベーター設置工事、増築工事及びその他の住棟改修工事に係る工事監理	1件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績（RC造又はSRC造に限る）が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・一級建築士取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。
	保全機械設備工事監理	居住中の共同住宅（付帯施設及び屋外工作物を含む）の保全・改修工事に係る機械設備工事監理	5件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（機械部門又は衛生工學部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去10年（平成21年度以降）に対象業務と同種の元請としての実績（RC造又はSRC造に限る）が1件以上あること。 3. 当機構における平成31・32年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・建築設備士、設備設計一級建築士、技術士又は1級管工事施工管理技士の資格取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を2年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

- ※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。
- ※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。
- ※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - ②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする事。
- ※5 個別選定方式による競争入札を除く。
- ※6 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和元・2年度調査対象業務区分表

Ⅲ.工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 平成 30 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全電気設備工 事監理	居住中の共同住宅（付帯施設 及び屋外工作物を含む）の保 全・改修工事に係る電気設備 工事監理	6 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、和歌山県の いずれかに所在す る者であること。	1. 設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、建築設備士、技術士（電 気電子部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績（RC 造又は SRC 造に限る）が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・建築設備士、設備設計一級建築士、技術士、1 級電気工事施工管理技士又は電気主任技術者 の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者を管理技 術者として配置できること。
土木 監理	保全土木工事監 理	居住中の共同住宅に係る屋 外付帯施設の修繕・改修土木 工事の監理 （(株)UR コミュニティ発注 工事の監理に限る）	5 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、和歌山県の いずれかに所在す る者であること。	1. 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する 者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が 1 件以上又は下請としての実績が 2 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・1 級土木施工管理技士又は技術士の取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者として配置できること。
	保全造園工事監 理	居住中の共同住宅（付随する 移管公園、緑道等を含む）の 保全・改修に係る造園工事の 工事監理 （(株)UR コミュニティ発注 工事の監理に限る）	1 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、和歌山県の いずれかに所在す る者であること。	1. 1 級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する 者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の元請としての 実績が 1 件以上又は下請としての実績が 2 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・1 級造園施工管理技士又は技術士の取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本若しくは人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本若しくは人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。

※5 個別選定方式による競争入札を除く。

令和元・2年度調査対象業務区分表

IV. その他

業種区分	業務区分	業務内容	参考 平成 30 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量	人口集中地区（D I D地区）における測量業務	9 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測量士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
補償	家屋調査	工事等に係る家屋事前調査、家屋事後調査及び補償費の査定等	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補償業務管理士又は一級建築士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
調査	土壌調査	土壌汚染に係る調査（地歴調査・現地調査・分析等）	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかに所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壌汚染対策法に基づく「指定調査機関」の登録があること。 2. 環境計量士（濃度関係）の有資格者を 1 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 10 年（平成 21 年度以降）に対象業務と同種の業務について元請としての実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における平成 31・32 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 個別選定方式による競争入札を除く。